

大阪府立豊中高等学校 生徒心得

すべての生徒が将来の夢や希望に向かって、生き生きとした高校生活を送ることができるように、一人ひとりが豊高生としての品位を保ち、規律正しい生活を重んじるとともに、切磋琢磨の気運を育成し、よき環境を築きあげるために以下のことを遵守すること。

(1)問題行動等に対する指導

生徒の問題行動（喫煙、飲酒、窃盗、いじめ、暴力や暴言、器物損壊、考査における不正行為など）が発生した場合、教育上必要があると認めるときには、学校教育法、学校教育法施行規則に基づいて、懲戒（退学、停学、訓告等）を科すこととする。

(2)服装等について

- 1 服装は常に制服を着くずすことなく着用し、端正・質素・清潔を心がける。
- 2 登下校の際は靴を使用する(サンダル等不可)。
- 3 頭髪は高校生として品位を失わないよう清潔に整える。
- 4 制服は下記のように指定する。



- ・ブレザー ・シャツ（長袖・半袖）
 - ・スラックス（夏用・冬用）&ネクタイかリボン
 - ・スカート（夏用・冬用）&ネクタイかリボン
 - ・オプション：ベスト・カーディガン・セーター
- （購入は自由だが、学校指定以外のものは認めない）

- ※ 制服の加工は禁止する。事情により加工が必要な際は、生活指導部まで事前に申し出ること。
- ※ ネクタイ・リボンは、年間を通じて着用の指示（式典時など）が無いときは、着用自由。
- ※ 指定された制服であれば、1年を通して自由に組み合わせてよい。
- ※ 教室内がどうしても寒い場合、授業担当者に申し出て許可を得れば、ブレザーの上から防寒着を着用してもよい。

(3)携帯電話とウェアラブル端末の使用規定について

下記の時間帯に限り使用を認める。

- ・第1 限目開始までの時間
- ・昼休み時間
- ・SHR 終了後（放課後）



左記以外の時間帯の使用や着信については、一定期間預り、指導後に返却する。

(4)遅刻指導について

本校には『授業を大切にすること意識を持たせる』という教育目標があり、その具体策のひとつとして遅刻指導や授業態度の指導に力を入れていく。その具体的な方法として次の2種類の遅刻指導を行う。

①2週間指導（2週間毎でカウント）と2週間事後指導

この指導は、遅刻の拡大・常習化を防ぐことを目的として日常的に実施する。

- ・2週間毎の遅刻回数が2回以上となった者を対象に、翌週、放課後指導を行なう。
- ただし、指導を受けたその週に1度でも遅刻をした場合は、早朝登校3日となる。

②累計指導（1年を2期に分け、それぞれの期の遅刻の累計回数に応じて指導する）

I期：年度初めから2学期中間考査前日まで

II期：2学期中間考査初日から学年末考査最終日まで

- ・第1段階：遅刻5回（担任より保護者連絡＋早朝登校5日）
- ・第2段階：遅刻10回（保護者文書連絡＋早朝登校7日）
- ・第3段階：遅刻15回（保護者同伴生活指導部長注意＋早朝登校10日）
- ・第4段階：遅刻20回（校長訓告）

※第4段階で改善がみられない者に対しては別途審議し、指導を行う。

※遅刻の累計回数を増加させないため、年間を通じて担任・学年担当者中心に日常的な指導を行う。

※単に回数が増えたので次の段階の指導に移行するというものではなく、あくまで綿密に日常的な指導を行い、前回の指導に従えていない場合に、次の段階の指導を行う。

(5)その他の主なルール

- 1 登下校時は交通規則を遵守するとともに、他人の迷惑にならぬよう言動に注意する。
傘さし運転、ながら運転（スマホ等）、2人乗り、指定外の場所への駐輪等は指導対象とする。
- 2 建物や器物等の公有物を破損したときは直ちに申し出ること。その際、相当の弁償をすることを基本とする。
- 3 登下校時は平日・休日問わず、制服で登下校すること。ただし、休日や長期休業中のみ学校で認められたクラブ着（体操服不可）での登下校は可能とする。
- 4 下足室の床やロッカーの上に私物を置かない。確認された場合は指導対象とする。
- 5 正門を出て右のバス道は自転車・歩行者共に通行禁止。
南側のファミリーマートから南門へ通じる東西の道は、自転車通行禁止。
- 6 アルバイトの実施については、保護者・担任とよく相談し、アルバイト届けを提出する。
- 7 登校から放課後まで無断で校外に出てはならない。必要な場合は担任等に届け出て外出許可証を発行してもらう。

(6) 自転車通学について (→ 提出書類綴り⑦「自転車通学許可願」を提出)

本校は、駐輪スペースの都合上、自転車通学の可否について次のように定める。

『自宅から本校までの直線距離が 1.5 km 以上であり、電車・バス等を利用しない者』

以下に示す【方法】にて、直線距離が 1.5km 以上あるかどうかを確認し、申請する際は、その画面をプリントアウトし、「許可願」に貼付すること。

※ 自宅住所がマンション等の住所である場合、棟や部屋番号までは考慮されない。

つまり、許可できるマンションであれば、そのマンションに住む生徒全員が許可でき、

許可できないマンションであれば、そのマンションに住む生徒全員が許可できない。

【方法】

- ① インターネットサイトにいずれかの方法でアクセス

二次元コード または 「[ちょっと便利帳 直線距離](#)」で検索

↑クリックも可



- ② ①は「ランドマーク」を選択し、

「豊中高校」と入力。

- ②は「住所」を選択し、

自宅住所を入力。

そして、**計測する**をクリックすると直線距離が km で表示される。

→直線距離が 1.5km 以上であれば自転車通学を許可する。

1.4km 以下であれば許可しない。



プリントアウトして自転車通学許可願の口に貼付。

- ③ (見本のように住所① ②、直線距離、拡大して① ②の地点が写っている地図を含め印刷。)

- ④ 通学経路をマーカー等でわかりやすく描き提出。

※2025 年度入学生まで使用していたインターネットサイトが使用できなくなったため、2026 年度入学生より新しいサイトを使用しています。